



JSHCT Letter No.27

The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会

August 2007

発刊発行:有限責任中間法人日本造血細胞移植学会 〒461-0047 名古屋市東区大幸南一丁目1番20号 名古屋大学大幸医療センター内 TEL&FAX (052) 719-1824
発行責任者:小寺 良尚(理事長) 編集責任:有限責任中間法人日本造血細胞移植学会編集委員会 http://www.jshct.com 発行:2007年8月

第30回総会を主催するにあたって

会長 平岡 諦

(大阪府立病院機構 大阪府立成人病センター 血液・化学療法科)

その研究の原点は1945年広島・長崎への原爆投下であった。ヒトへの応用は原子炉事故であった。その臨床応用はノーベル賞となった。

全身被曝による死因はまず骨髄不全に因ること、同種骨髄細胞により回避できることが判った。1958年フランスのMatheは原子炉事故被爆者に他人の骨髄を輸注した。これを契機に「骨髄移植」の名が世界中に知れ渡った。そして、その臨床応用は1990年Thomasのノーベル賞受賞へとつらなった。

さて、この分野で二つ目のノーベル賞はあるのか、あるとすればどのような「骨髄移植」か？

骨髄不全に次ぐ致命的臓器障害は腸管粘膜障害である。1999年東海村JCOの臨界事故被爆者の「骨髄移植」は成功した。しかし消化管粘膜の再生不全で死亡した。これが「Thomas骨髄移植」の限界である。東海村JCO被爆者を救命できる移植こそ「次世代骨髄移植」であり、再生医学の進歩がその可能性を示唆している。シンポジウム「間葉系幹細胞と造血細胞移植」を取り上げたのはその為である。特に若い先生方には、二つ目のノーベル賞をねらって頂きたいものである。

総会の全体像はホームページ (<http://www2.convention.co.jp/jshct2008/>) をご覧下さい。

第30回 日本造血細胞移植学会総会

会長：平岡 諦 (独立行政法人 大阪府立病院機構
大阪府立成人病センター 血液・化学療法科)

会期：2008年2月29日(金)・3月1日(土)

会場：グランキューブ大阪(大阪国際会議場)

事務局連絡先：独立行政法人 大阪府立病院機構
大阪府立成人病センター 血液・化学療法科

Tel: 06-6972-1181(代表) Fax: 06-6981-3057(直通)

E-mail: jshct2008@convention.co.jp

学術集会HP: <http://www2.convention.co.jp/jshct2008/>

学会HP: <http://www.jshct.com/>

◆ 演題登録受付期間

2007年8月14日から

2007年10月2日

※詳細は上記HPにてご案内申し上げます。

平成19年度有限責任中間法人日本造血細胞移植学会 第一回社員総会(評議員会)、承認・決定事項等のお知らせ

去る6月22日に開催されました平成19年度第一回理事会並びに社員総会(評議員会)に於いて審議され、承認されました事項をお知らせいたします。

(敬称略、50音順)

I. 会計についての承認・決定事項は以下のようです。

一般会計：平成18年度決算案、平成19年度補正予算案

特別会計(①同種末梢血幹細胞ドナーフォローアップ事業②血縁造血幹細胞ドナー事前登録フォローアップ事業③データ管理一元化事業)：平成18年度決算案、平成19年度補正予算案

(ご覧になりたい方は事務局までお申出ください。)

II. 学会定款の改定につきましては、以下のようです。改定されました定款全文は次頁から掲載いたします。

(学会ホームページにも掲載いたします。)

日本造血細胞移植学会の一般社団法人への移行に伴う定款の改定について審議され、承認されました。

尚、7月5日に定款変更の登記の手続が名古屋法務局にて完了しました。

(詳細につきましては、次頁をご参照ください。)

III. 平成19年度からの各種委員会委員長、委員として以下の方々が新任あるいは留任となりました。

1. 理事評議員選任委員会：新委員長(役職)：岡村 純(前会長)、新副委員長(役職)：平岡 諦(現会長)
新委員：荒木光子(看護部会)、一戸辰夫、豊嶋崇徳、原 雅道、委員：小島勢二、土田昌宏、中尾眞二
2. 社保委員会：委員長(継続)：森下剛久、新委員：宇都宮 興、継続委員：生田孝一郎、池田康夫、笠井正晴、加藤俊一、岸 賢治、小寺良尚、近藤咲子、谷本光音、土肥博雄、中尾眞二、宮脇修一
3. 看護部会：委員長(継続)：澄川美智、副委員長(継続)：荒木光子、新委員：青木厚子、中林明子、根倉美矢子、森 文子、継続委員：五十川美恵子、尾上裕子、近藤咲子、近藤美紀、沼 直美、平 ちひろ、高坂久美子、外崎明子、中西千代美、濱嶋なぎさ、森 令子、八島朋子、山田真由美
4. 在り方委員会：委員長：河 敬世、新委員(役職)：笠井正晴(次期会長)、委員(役職)：岡村 純(前会長)、平岡 諦(現会長)、委員：荒木光子、池田康夫、恵美宣彦、小島勢二、権藤久司、島崎千尋、オブザーバー：坂巻 壽
5. ドナー委員会：委員長：小寺良尚、新委員：金 成元、委員：浅野茂隆、池田康夫、加藤俊一、河 敬世、神田善伸、塩原信太郎、谷本光音、土肥博雄、中畑龍俊、原田実根、三田村 真、森島泰雄、山本一仁
6. 全国集計データ管理委員会：新委員長：坂巻 壽、委員：(内科)小林直樹、権藤久司、田中淳司、平岡 諦、吉田 喬、(小児科)磯山恵一、加藤剛二、加藤俊一、河野嘉文、小池健一、(その他)辻浩一郎、三田村 真
7. 倫理審査委員会：委員長：谷本光音、副委員長：多田萬理子、委員：今村雅寛、北澤京子、長谷川ふき子、森島泰雄
8. ガイドライン委員会：委員長：加藤剛二、委員：東 英一、池亀和博、恵美宣彦、岡村 純、坂巻 壽、豊嶋崇徳、星 順隆、室井一男、森慎一郎、矢野邦夫、矢部普正、オブザーバー：前川 平
9. 臨床研究委員会：委員長：岡本眞一郎、委員：熱田由子、一戸辰夫、小川啓恭、河野嘉文、神田善伸、坂巻 壽、谷口修一、土田昌宏、原 純一、宮村耕一、森慎一郎、山本一仁
10. 編集委員会：委員長：小島勢二、委員：足立壮一(関西)、池田和真(中四国)、井関 徹(関東)、岩戸康治(中四国)、衛藤徹也(九州)、小林直樹(北海道)、小林良二(北海道)、鈴木律朗(中部)、高見昭良(中部)、橋野 聡(北海道)、畑中一生(関西)、廣川 誠(東北)、政氏伸夫(北海道)、山田真由美(看護部会)
11. 認定・専門医制度委員会：委員長：中尾眞二、委員：秋山秀樹、池亀和博、加藤剛二、神田善伸、高橋 聡、高見昭良、田中淳司、豊嶋崇徳、原 雅道、古川達雄、丸田壺郎、宮村耕一、森 慎一郎、矢部普正

IV. 同種末梢血幹細胞採取・移植の非血縁者間への適用について

「同種末梢血幹細胞採取・移植の非血縁者間への適用に関する学会からの提言(案)」について審議され、承認されました。

V. 会員名簿発行について

会員名簿の発行について審議され、会員相互の交流等を目的として、継続して発行される事が合意されました。

日本造血細胞移植推進機構：平成18年度決算案、平成19年度補正予算案ならびに日本造血細胞移植推進機構規約改定について審議され、承認されました。(改定されました日本造血細胞移植推進機構規約につきましては、全文を掲載いたします。)

— 有限責任中間法人 日本造血細胞移植学会の定款が改定されました —

在り方委員会 委員長 河 敬世

造血細胞移植にかかわる専門家集団としての本学会が、今後のさらなる発展を期して任意団体から有限責任中間法人に移行したのが平成18年3月9日で、最初の社員総会（設立総会）が平成18年3月24日に開催された。その後1年余が経過し、本年6月22日に開催された法人の定時理事会ならびに社員総会において、平成18年度の決算案と平成19年度の補正予算案が認められた。この間に、公益法人及び中間法人等の非営利法人制度改革三法が平成18年5月26日に成立し、同年6月2日に公布された。この整備法は公布日から2年6ヶ月を超えない範囲で、政令で定められる日から施行される。すなわち平成20年12月以降は中間法人制度がなくなり、本学会は一般社団法人に衣替えすることになる。そこでこれまでの中間法人の定款の不備を補い、かつ一般社団法人への移行をスムーズに行うために、今回の定時理事会・社員総会で定款の一部改定が認められた。改定の要点は、(1) 第3条(事業)の4「造血細胞移植専門医に関する事業」を「造血細胞移植専門医・専門看護師・認定施設、等に関する事業」に、(2) 第27条(学術集会)の5「年次学術集会は一般公開とし、会場費は会長の責任によって定める」を「年次学術集会は一般公開とする」に、(3) 第31条(事業年度)の「4月1日より翌年の3月31日まで」を「1月1日から12月31日まで」に変更、である。

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会 定款

第I章 名称

第1条(名称)

本法人は、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会(The Japan Society for Hematopoietic Cell Transplantation、略:JSHCT)と称する。

第II章 目的および事業

第2条(目的)

本法人は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資するとともに社員及び会員である医師等の造血細胞移植の研究、教育及び診療の向上を図ることを目的とする。

第3条(事業)

本法人はその目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 年次学術集会の開催
- 2) 研究協力の推進
- 3) 臨床成績の集積と評価
- 4) 造血細胞移植専門医・専門看護師・認定施設、等に関する事業
- 5) 国内外の関係学会との交流
- 6) その他(会員名簿の発行、など)

第4条(事務局)

上記事業を円滑に運営推進するため、学会事務局ならびにデータセンターを常設する。

第5条(事務所)

本法人は、事務所を愛知県名古屋市内に置く。

第6条(公告の方法)

本法人の公告は、本法人のホームページ及び機関誌(ニューズレター)に掲載する方法によって行う。

第III章 会員

第7条(種別)

本法人の会員は、次の5種とする。

1) 名誉会員

年次学術集会会長を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。

2) 功労会員

理事を経験し65歳を超えた会員で、理事会で推薦され、社員総会で承認された者とする。

3) 正会員

本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師及び一般会員となった後満3年経過した者で正会員となることを希望する者を正会員とする。

4) 一般会員

本法人の目的に賛同し、別に定めるところによる手続きを経て入会した医師以外の会員の内前号の規定により正会員となった者を除いた者を一般会員とする。

5) 賛助会員

本法人の目的に賛同し財政的支援を与える法人及び団体とする。

第8条 (除名)

正会員、一般会員は、正当な理由無く2年以上会費を納入しなかった場合および本法人の名誉を著しく汚した場合は、理事会及び総会の審議を経てこれを除名することができる。

第9条 (正会員の義務)

正会員は本学会事務局が本学会のために行うデータ集計に協力する義務を有する。

第IV章 役員および評議員**第10条 (役員)**

1. 本法人に理事20名以内、監事3名以内、会長1名、次期会長1名、次々期会長1名、次々次期会長1名を置く(ただし、会長、次期会長、次々期会長、次々次期会長は中間法人法上の役員ではないものとする)。
2. 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

第11条 (役員を選任)

1. 理事及び監事は、別に定めるところにより評議員の中から社員総会で選任する。
2. 前項の規定により理事を選任する際に、社員総会において「その総会の後に開催される理事会において理事長に選任される者が理事でない場合、その者を理事として選任する」旨決議しておくものとする。
3. 前項の規定により選任された理事は、理事長でなくなったときは理事の身分を失う。
4. 理事長は、本条第1項の規定による理事の選任後に、現理事と次期理事候補予定者による新旧理事会において、現理事、次期理事予定者及び理事経験者の中から選任される。ただし、選任される年の4月1日の時点で満63歳を超えてはならない。
5. 理事長は、理事の中から副理事長を選任する。
6. 次々次期会長は、毎年の年次学術集会の前に開催される理事会において推薦され、社員総会で承認決定される。
7. 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

第12条 (役員の職務)

1. 理事長は、本法人を代表し、業務を統括する。
2. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合にはその職務を代行する。
3. 理事は、理事会を組織し、業務の執行を決定する。
4. 会長は、会員集会及び学術集会を主催する。
5. 次期会長は次年度(1年後)の会長予定者とし、次々期会長は2年後の、次々次期会長は3年後の会長予定者とする。
6. 監事は、本法人の業務執行の状況及び財産状況についての監査を行う。

第13条 (役員任期)

1. 理事の任期は2年で、再任は妨げない。ただし、通算8年を超えることができない。
2. 理事長の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、通算4年を超えることができない。
3. 会長、次期会長、次々期会長及び次々次期会長の任期は1年とする。
4. 監事の任期は4年とし再任はできない。
5. 役員任期は、選任された年の4月1日から任期に対応する事業年度に関する定時社員総会終了時までとする。ただし、理事長は、本定款10条、13条の規定にかかわらず後任の理事長が選任されるまで理事長(理事である地位を含む。)の地位にとどまるものとし、その他の役員も後任者の任期開始日の前日まではその職にとどまる。

第14条 (評議員)

1. 本法人の社員は、別に定めるところにより正会員の中から選任された評議員をもって構成する。
2. 評議員の数は、正会員数の12%以内とし、具体的な数字は選任の直前に開催される理事会で決定される。
3. 評議員の任期は2年とし、該当事業年度の4月1日から開始するものとする。
4. 評議員は再任を妨げないが、満65歳になる者は、その年度の3月31日に資格を失う。
5. 評議員の解任は、社員総会において総社員の4分の3以上の者の賛成による決議によりすることができる。この場合は、当該社員総会の日から1週間前までに当該評議員に対しその旨を通知し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第V章 会議**第15条 (理事会の構成)**

1. 理事会は理事をもって構成する。
2. 会長、次期会長、次々期会長、次々次期会長、監事は理事会に出席するものとするが、表決の際にはこれに加わらないものとする。

第16条 (理事会の権能)

理事会は、この定款に定めるもののほか、各種規約の変更、事業、会計等について審議、議決する。

第17条 (理事会の開催)

1. 定時理事会は、年2回以上開催し、そのうち1回は年次学術集会前に開催するものとする。
2. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事長が必要と認めたとき
 - 2) 現理事数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第18条 (理事会の招集)

1. 理事会は、理事長が招集する。
2. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時理事会が招集されないときは、各理事又は監事が臨時理事会を招集することができる。

第19条 (理事会の定足数)

理事会は現理事数の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第20条 (社員総会の構成)

1. 社員総会は評議員をもって構成する。
2. 名誉会員及び功労会員は、社員総会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決権を有しないものとする。

第21条 (社員総会の権能)

社員総会は、この定款に定めるほか、理事会で必要と認めた事項について審議、承認、決定し、理事会での審議事項について報告を受ける。

第22条 (社員総会の開催)

1. 定時社員総会は、事業年度終了後3ヶ月以内に開催するものとする。
2. 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - 1) 理事会が必要と認めたとき
 - 2) 現評議員数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき
 - 3) 監事から開催の請求があったとき

第23条 (社員総会の招集)

1. 社員総会は、理事長が招集する。
2. 理事長は前条第2項2号又は3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から14日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。この期間が経過しても臨時社員総会が招集されないときは、各理事又は監事が臨時社員総会を招集することができる。

第24条 (社員総会の定足数)

社員総会は、委任状を含めて現社員数の3分の2以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

第25条 (委員会)

1. 理事会の決定により、各種委員会を置くことができる。
2. 各種委員会委員は原則として理事および評議員の中から理事会で決定し、社員総会の承認を得て、会員集会上に報告する。
3. 各種委員会委員の任期は2年とし、連続して再任される場合は2期を限度とする。

第Ⅵ章 会員集会および学術集会

第26条 (会員集会)

1. 全会員を対象とする会員集会を年次学術集会の期間中に開催する。
2. 会員集会は、会長が招集し、議長となる。
3. 会員集会では、理事会、社員総会で審議決定された重要事項、収支決算が報告される。

第27条 (学術集会)

1. 年次学術集会は会長の責任の下に演題を公募し毎年開催する。
2. 本学術集会プログラム構成は会長とプログラム委員会に任せられるが、会長はデータ管理委員会において任期中にまとめられた臨床集計結果を本学会で公表する義務を有するものとする。
3. 一般応募演題の発表者のうち少なくとも1人は会員(正会員、一般会員)でなくてはならない。
4. 会長が必要と認めるときは、年次学術集会以外の学術集会を開催あるいは他の関連学会と共催することが出来る。
5. 年次学術集会は一般公開とする。

第Ⅶ章 基金

第28条 (基金の総額)

本法人の基金(代替基金を含む。)の総額は、金300万円とする。

第29条 (基金の拠出者の権利に関する規定)

本法人の基金は、本法人が解散するときまでは、社員総会の議決がなければ返還しない。

第30条 (基金の返還手続)

本法人の基金の拠出者が、基金の返還を求めるときは、社員総会での議決及び代替基金の積立て後に、これを返還するものとする。

第Ⅷ章 会 計

第31条(事業年度)

本法人の事業年度は1月1日より12月31日までとする。

第32条(年会費)

本法人の年会費は別に定める。ただし、名誉会員、功労会員は年会費の納入を必要としない。

第Ⅸ章 補 則

第33条(最初の事業年度)

第31条の規定にかかわらず、この法人設立当初の事業年度は、この法人設立の日から平成18年3月31日までとする。

第34条(最初の社員)

第14条1項の規定にかかわらず、この法人の設立時の社員は次のとおりとする。

住所
氏名 小寺 良尚

住所
氏名 加藤 俊一

住所
氏名 河 敬世

住所
氏名 谷本 光音

住所
氏名 坂巻 壽

住所
氏名 岡村 純

住所
氏名 金丸 昭久

第35条(最初の役員)

1. 第11条1項の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事及び監事は次の通りとする。

理事(理事長)
住所
氏名 小寺 良尚

理事(副理事長)
住所
氏名 加藤 俊一

理事
住所
氏名 浅野 茂隆

理事
住所
氏名 池田 康夫

理事
住所
氏名 今村 雅寛

理事
住所
氏名 岡本 真一郎

理事
住所
氏名 尾上 裕子

理事
住所
氏名 岡村 純

理事
住所
氏名 加藤 剛二

理事
住所
氏名 河 敬世

理事
住所
氏名 小島 勢二

理事
住所
氏名 塩原 信太郎

理事
住所
氏名 澄川 美智

理事
住所
氏名 谷本 光音

理事
住所
氏名 土田 昌宏

理事
住所
氏名 中畑 龍俊

理事
住所
氏名 原田 実根

理事
住所
氏名 森下 剛久

理事
住所
氏名 森島 泰雄

会長
住所
氏名 坂巻 壽

監事
住所
氏名 金丸 昭久

監事
住所
氏名 気賀沢 寿人

- 第13条の規定に関わらず、この法人設立当初の役員の任期は就任後最初に終了する事業年度に関する定時社員総会の終了のときまでとする。

第36条(施行細則)

この定款の施行に必要な事項は、理事会及び社員総会の議決を経て別に定める。

以上、有限責任中間法人日本造血細胞移植学会を設立するため、この定款を作成し、社員が次に記名押印する。

平成18年2月25日
社員 小寺 良尚
社員 加藤 俊一
社員 河 敬世
社員 谷本 光音
社員 坂巻 壽
社員 岡村 純
社員 金丸 昭久

付則

平成18年3月9日設立

平成19年6月22日改定(ただし、第31条については平成20年4月1日から施行するものとする。)

※有限責任中間法人日本造血細胞移植学会定款施行細則につきましては、特に変更ございません。

任意団体日本造血細胞移植推進機構規約

第1条 名称及び事務所

本機構は日本造血細胞移植推進機構と称する。事務所は、名古屋市内に置く。

第2条 目的および事業

本機構は造血細胞移植の研究を推進しその治療成績および安全性の向上を図りよって患者およびドナーの福利に資することを目的とする。本機構は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 有限責任中間法人日本造血細胞移植学会（以下法人と略記）の行う次の活動の支援
 - 1) 年次学術集会の開催
 - 2) 研究協力の推進
 - 3) 臨床成績の集積と評価
 - 4) 造血細胞移植専門医・専門看護師・認定施設、等に関する事業
 - 5) 国内外の関係学会との交流
2. その他本機構の目的を達成するために必要な事業

第3条 構成員

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会の会員は自動的に本機構の構成員になる。

第4条 役員

1. 本機構には次の役員を置く。
 - 理事長 1名
 - 副理事長 1名
 - 理事 20名前後
 - 監事 2名
2. 役員は、法人の役員が兼務する。
3. 理事長は、機構の業務を統括する。
4. 副理事長は理事長を補佐するとともに、必要な場合には理事長の職務を代行することができる。
5. 理事は、各種規約の変更、事業、会計などの審議を行う。
6. 監事は、機構の運営、会計についての監査を行う。

第5条 評議員

本機構に、評議員（正会員数の12%を超えないものとする）を置く。法人の評議員は自動的に本機構の評議員となる他、名誉会員、功労会員、理事及び監事も評議員となる。理事会での審議事項について報告を受けると同時に、必要と考えられる事項についての審議、承認、決定を行う。

第6条 総会

本機構の、総会は有限責任中間法人日本造血細胞移植学会年次学術集会の期間中に会長を議長として開催する。総会では理事会、評議員会で審議決定された重要事項や収支決算を報告し承認を得る。

第7条 会計

1. 本機構の経費は、寄付その他の本機構の収入をもってこれにあてる。
2. 本機構の資産は、理事会の議を経て、理事長が指名した役員が管理する。
3. 本機構の会計年度は、1月1日より12月31日までとし、本機構の理事会及び評議員会で決定し、総会の承認をうるものとする。
4. 理事会、評議員会及び総会の議決により、本機構の運営費を支出する他、本機構の目的を達成するため法人にその一部を寄附することができる。

第8条 規約の変更

本機構規約の変更は、理事会及び評議員会の議を経て、総会で承認を受けるものとする。

第9条 解散

本機構の解散は、理事会及び評議員会の議を経て、総会の承認を受けるものとする。

付則

平成3年1月26日施行
平成10年12月18日改定
平成11年12月16日一部改定
平成12年12月9日改定
平成15年12月20日改定
平成16年12月17日改定
平成18年2月25日改定（法人設立に伴い日本造血細胞移植学会より改組、改称）
平成19年2月15日改定
平成19年6月22日改定

平成20年度評議員応募申請について

平成20年度本学会評議員の応募申請要項をお知らせいたします。なお、選任委員会の協議を経て、本年度総会の理事会・評議員会で承認され総会で決定されますと、平成20年4月1日より本学会の評議員となります。

■ 平成20年度有限責任中間法人日本造血細胞移植学会評議員応募申請要項

下記の事項について、本学会ホームページの会員専用ページ (URL<http://www.jshct.com/>) から様式をダウンロードし、**平成19年10月1日(月)より平成19年11月16日(金)消印有効**までに日本造血細胞移植学会評議員選任委員会宛て書留にて郵送してください。

尚、原本の他に、原本のコピー9部を必ず同封してください。また、論文については別刷りを1部、学会発表についてはプログラムのコピーを1枚ずつ添付してください。

要項に則しない申請書に関しては選考がおこなわれられない可能性がありますのでご留意下さい。

■ 選考基準

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会・理事評議員選任規約(細則)に基づいて、分野別に得点の上位者から選考されます。尚、当該年度の新規選出評議員数は理事会において決定されます。

1. 研究業績、医療業績、コメディカル貢献実績の3要素別に客観的に公平に選任する。
2. 専門性、地域性など学会運営上の必要性を考慮する。
3. 研究業績の客観的評価方法

①造血幹細胞移植に関する業績のみを対象とする。

②英文研究業績については、IFで算定する

first author: IF × 1

second author: IF × 0.5

senior author: IF × 0.5 (*研究責任者として1~2名が対象)

その他の著者: IF × 0.2

③「臨床血液」、「日本小児血液学会雑誌」、「日本血液学会雑誌(和文誌の時代)」等の和文学会誌に掲載された論文はIFを1点として上記と同様の算定方法とする。

④国内外の学会のうち、「日本造血細胞移植学会」、「日本血液学会」、「日本臨床血液学会」、「日本小児血液学会」、ASH(アメリカ血液学会)、ISEH(国際実験血液学会)、ISH(国際血液学会)、EBMT(ヨーロッパ造血幹細胞移植学会)における「特別講演」、「教育講演」、「シンポジウム」についてはIFを5点として計算する。

⑤IF100点以上は優先的に選ぶ。

⑥医系候補の場合、最低10点のIFを必要とする。

4. 医療業績

①移植報告数(学会への調査票報告数)を基準として、単一診療科で100例毎に1名とする。

②複数の施設・診療科での経験がある場合には、主治医として「日本造血細胞移植学会」、「日本小児血液学会」、「骨髓バンク」、「日本さい帯血バンクネットワーク」への移植調査票の報告数が50例あれば、単一診療科で100例に満たなくとも良いものとする。

5. 看護系、技術系、コーディネーターなどのコメディカルについては、施設全体の医療実績を基準として選び、コメディカル全体として移植報告100例あたり1名とし、勤務上の変更などの事情があれば、委員会で審査の上、同一施設内での評議員の交替を認めるものとする。

■ 申請書ご記入にあたって

1. 専門分野・申請領域

臨床系医師・基礎系研究者の場合は必ず内科/小児科/輸血/その他臨床系(外科、泌尿器科等)/基礎系のどの分野で主に活動しているかが判るように記載して下さい。

医師以外の場合は、看護、検査、コーディネーター、など具体的に記載して下さい。

2. 氏名(ふりがな) ㊦
3. 生年月日(2008年4月1日現在の年齢)
4. 所属施設/診療科・教室/職名/施設住所/電話番号・FAX番号/E-mail
5. 学会(骨髄移植研究会を含む)入会年

5年以上正会員、又は、一般会員満3年経過で正会員2年の合計5年で会費完納が条件です。入会年、会費納入状況等がご不明の場合には事務局までお問合せ下さい。連絡先：(052)719-1824

6. 学歴/略歴(職歴、所属学会/団体(役職)、造血細胞移植との関連が判るように)
7. 発表業績 (別紙に記載して下さい。)

I. 論文 (別刷りを1部添付してください)

造血細胞移植に関する論文のみを記載してください。

【欧文業績と和文業績(「臨床血液」、「日本小児血液学会雑誌」、「日本血液学会雑誌(和文誌の時代)」などの学会雑誌のみ)を別々に、最近のものから順に番号を付けて、「著者名. 題名. 発表誌 年; 号: 最初の頁-最後の頁. IF(インパクトファクター)・点数(算出方法は以下に記載)」の形式(著者を全員記載し申請者に下線を引くこと、及び、IFを付ける以外はBONE MARROW TRANSPLANTATIONに準じる)で記載して下さい。IFは最新(2006年度改定版; 2005 Science Edition Journal Rankings)のJournal Citation Reportsを用いて下さい。和文誌のIFは1.0として下さい。】(ご所属施設内で2006年度版 Journal Citation Reportsの入手が困難な場合には事務局までお問合せ下さい。)

◇点数の算出方法; 発表誌のIFに以下の点数をかけて下さい。

- ・ First author IF × 1.0
- ・ Second author IF × 0.5
- ・ Senior author IF × 0.5 (研究責任者1~2名が対象)
- ・ その他の著者 IF × 0.2

II. 学会発表 (プログラムのコピーを添付してください)

造血細胞移植に関する発表のみを記載してください。

【過去10年間の筆頭演者としての発表のうち、特別講演、教育講演、シンポジウムとしての発表を、最近のものから順に番号を付けて、演者(3名までに省略可)、演題名・発表形式(特別講演・教育講演・シンポジウムの別)、学会名、発表年、を記載して下さい。】

8. 医療業績

- ①申請者の造血幹細胞移植経験数(主治医として日本造血細胞移植学会、骨髄バンク、日本さい帯血バンクネットワークに移植報告書を提出した症例数)
 - ②現在所属している施設診療科における日本造血細胞移植学会、骨髄バンク、日本さい帯血バンクネットワークに移植報告書を提出した症例数
- ※①と②を必ず併記して下さい。記載が無い場合は移植経験が無いものとみなされます。

9. 研究業績(別紙に、造血細胞移植に関連のある事項を400字以内で記載して下さい。)

【評議員申請書送付先】	【問い合わせ先】
〒461-0047 名古屋市東区大幸南1-1-20 名古屋大学大幸医療センター内 有限責任中間法人日本造血細胞移植学会 「評議員選任委員会」宛	有限責任中間法人 日本造血細胞移植学会事務局 E-mail: jshct@med.nagoya-u.ac.jp TEL: (052) 719-1824 FAX: (052) 719-1824

施設紹介

りんくう総合医療センター市立泉佐野病院

畑中 一生

りんくう総合医療センター市立泉佐野病院は大阪府の南端近くに位置し、関西国際空港の傍にある施設です。348床の中規模の施設ですが、21診療科を有する泉州地区の基幹病院となっています。玉置俊治副院長、渡辺薫看護師長を中心に病棟医師4名、看護師25名、薬剤師3名のチームで、8階山側病棟（血液内科・消化器科混合病棟）の約25床（内クリーンルーム11床）で造血幹細胞移植を中心とした入院治療を行なっています。06年は自家・同種併せて60件の移植を行ないました。造血幹細胞移植は96年より自家移植（11年間で135件）、99年より同種移植（8年間で140件）を始めていますが、当時は大学病院や大規模センター施設でしか行なわれておらず、市立病院での試行錯誤の立ち上げとなりました。

当院のマニュアルや運用方法は、一般病院での移植の立ち上げのモデルとなり、多くの施設の看護師の見学などを受け入れました。市中病院での移植の基本は役割分担とチーム医療です。スタッフ数は少なく、医師が中心の大学病院の手法では上手く機能しません。皆が各専門性を活かした役割を果たすことにより、患者さんに貢献できることを実感し、患者さん自身もチームの一員に導きます。「NICE SMILEの会」というスタッフと患者さんが共に運営する会を設立し、移植前の患者さんに経験者の患者さんが関わり、患者さん達が皆、会への参加を目標とし、次の患者さんの希望となることを目指しています。スタッフ自身も患者さんに励まされ、闘病後の勝利の姿に勇気を与えられています。院内でも医師、看護師、薬剤師、検査技師、臨床工学士、医療事務、清掃担当者などで移植症例検討会も定期的実施しています。また、私たちは、関西の造血幹細胞移植を行なっている市中病院を中心とした施設で阪和血液病カンファレンスという会も組織しています。多施設共同で移植のチーム医療を高めるための勉強会などの様々な活動を多職種で行っているのです。その一環として、後継者となるであろう世代の医学生・看護学生を対象に学生セミナーも開いています。医療スタッフだけでなく、患者さんやドナーさんの生の声を聴いて頂き、若い人に移植医療を知ってもらい、次代の担い手を作りたいと考えています。また、多忙の中での症例登録や調査表の作成業務は非常に辛いのですが、全国や地域での臨床研究にも積極的に参加し、小規模な施設毎のデータのみでなく、治療成果を多くのエビデンス構築のために活用できるよう心掛けています。大学病院や大規模センター施設に比較して、迅速な対応が可能であることも施設の特徴であり、非寛解の治療抵抗例や高齢患者さん（ミニ移植は99年より80件以上）の割合が非常に高く、他府県からのご紹介も多くなっています。



病棟での集合写真
（前列左から3番目が渡辺師長、4番目が玉置副院長）



阪和血液病カンファレンスの症例検討会

ブレイクスルーとリクルート

兵庫医科大学血液内科 吉原 哲

最近、血液内科医が減って大変だ、血液内科医は存亡の危機にある、血液内科医は「トキ」である(？)、ということは、前々回の総会における神田先生の印象的なスライドもあって事実として定着した感があります。実際、今後新しい人が入って来てくれるのだろうかという心配は非常に強く、どうしたら血液に誘えるのだろうかと僕自身も無い知恵を絞っている今日この頃です。考えるに、血液内科にリクルートできる条件は、1. やっていること(医療の中味)に魅力がある、2. スタッフに魅力がある、3. 労働条件に魅力がある、のどれかかと思えます。

自分のことを振り返ってみると、僕が大学を卒業して研修医になったのは、(今までこの欄を担当した中では断トツで一番若いですが)平成11年(1999年)です。この年は、日本においてミニ移植が行われた年であり、僕が研修をした大阪大学旧第3内科血液グループにおいてHLA不適合移植に本格的に取り組みだした年でもあります。また、この年の9月には、東海村の核燃料加工施設において臨海事故が起こっています。残念な結果に終わりましたが、被爆者に対して造血幹細胞移植が行われたということでも世間的な注目を集めました。ミニ移植の登場は、それまでの移植の概念を変えた、すなわち同種移植は細胞を用いた免疫療法であるという概念をもたらした点で、まさにエポックメイキングであったと思います。その延長線上に固形腫瘍に対するミニ移植がでてきた時には、移植で何でも治るのではないかという錯覚を抱いたほどでした。想像するに、その頃に研修をしていた人で、血液内科を選んだ割合は、結構多いのではないかと思います。

「スタッフの魅力」を語るのは難しいですが、少なくとも、楽しそうに仕事をしているかどうかは大事だろうと思います。今までお世話になってきた先生方は、みんな楽しそう、というかほとんど趣味のように仕事をしておられました。その意味では、今の兵庫医大の移植グループの仲間は、みんなハイテンションで楽しそうに仕事をしています。労働条件は、今も変わらず、というより、少なくとも大学においては研修医が減った分悪化しているのだろうと思います。輸血をつなぎ、抗がん剤をつなぎ、血培を取り、TBIを受ける患者さんを送り迎えするために車椅子を押している自分の仕事と、この春に見学させて頂いたミシガン大学の血液内科医(移植医)の仕事との間には絶望的な差があります。これについては、医療システム全体を含めて、今後どうしていくのかをそろそろ考えていく必要がある時期に来ているのだろうと思います。

今は、何か新しいことが起きる前の静けさなのではないかという気がしています。近いうちに、ミニ移植が登場した時のようなブレイクスルーが起きて、それに夢を感じて血液内科に入ってくれる人が爆発的に増えるのではないかと期待しています。さし当たって自分にできることは、楽しく仕事をする事。兵庫医大の移植グループの仲間は、移植が多く、チャレンジングなほどハッピーらしいので、どうぞ症例をご紹介ください。

「会員の声」欄への投稿を広く会員の皆様から募集します。

今回の「JSHCT Letter No.28」は、9月に発行が予定されております。

- 一般会員から正会員へのご希望される方について：現在一般会員の枠に入っておられる会員の方で会員歴満3年を経過された方には、正会員となることについてのご意思をお伺いする文書を後日お送りする予定しております。昨年お伺いいたしました方にも改めてお伺いいたしますのでよろしくお願い致します。

尚、平成20年度からの評議員に応募される方は、正会員の資格が必要とされておりますのでご注意ください。

詳細につきましては、事務局までお問合せください。

- 年会費について：平成19年度までの年会費払込票を6月にお送りしております。お支払がまだお済みでない方は、お早めにご納入ください。

【事務局より】



2007年7月27日

JSHCT 全国調査 本登録提出のお願い

1. 全国調査「本登録」

日ごろは、日本造血細胞移植学会全国調査へのご協力をありがとうございます。昨年度から成人施設で行っております全国調査の「移植登録一元管理プログラム (TRUMP)」を用いた電子登録を、本年度からは成人・小児両施設で行います。小児施設の全国調査は、昨年度までは日本小児血液学会へご提出いただいておりますが、本年度の登録分からはJSHCTデータセンターへご提出くださいますようお願いいたします。

「本登録」は 2006年1月から12月に行われた全ての造血幹細胞移植症例の移植情報の入力必須項目全てに入力後、本登録データとして提出をお願いいたします。上記期間以前の症例で、JSHCTへ未登録であった症例に関しましても、登録を受け付けますのでご入力ください。

2007年度全国調査の本登録提出期限は、2007年8月31日(金)です。 提出は、「移植登録一元管理プログラム」の「ファイルへの書き出し」ボタンを用いて、匿名化・暗号化されたデータファイルを電子記憶媒体 (CD-R、USB メモリーなど) に記録した上で、JSHCT データセンター宛に郵送してください (USB メモリーは後程お返しします)。全国調査報告書の施設内移植件数と数えるためには入力必須項目が全て入力されている必要があります。

2. 追跡調査

成人施設において、昨年 (2006年度) に登録された症例の追跡調査をお願いいたします。TRUMP に新しく追加されましたフォローアップ情報画面からご入力ください。

小児施設の本年度の追跡調査 (2007年1月発送分) につきましては、日本小児血液学会へご提出くださいますようお願いいたします。

3. TRUMP Ver1.2.1

登録施設の先生方のご意見を参考に、「移植登録一元管理プログラム (TRUMP)」をバージョンアップいたしました。多数のご意見、ご感想をありがとうございました。

データ登録には最新プログラムをご使用くださいますようお願いいたします。JSHCT ホームページ (<http://www.jshct.com/>) の「会員のページ」に「移植登録一元管理プログラム」をダウンロードできるページがあり、ダウンロード・インストール方法の説明、プログラム使用マニュアル、Q & A などもあります。

念のため、バージョンアップ前にはデータのバックアップを行ってくださいますようお願いいたします。

➤ 今回のバージョンアップ (Ver1.2.1) の Ver1.1.7 からの主な変更内容は以下のとおりです。

- * 画面が一新され使いやすくなりました
- * 移植日の変更が可能
- * 検索、並べ替え機能の充実 (複数指定が可能)
- * フォローアップ情報画面の追加
- * 印刷機能の追加 (症例データ毎の印刷が可能)